

ねんきん通信

新成人のみなさんへ ～20歳からの年金手続き～

国民年金への加入は20歳から

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金への加入が法律によって義務付けられており、皆さんが納める保険料は、現在年金を受給している高齢者世代などの生活を支えています。

国民年金は、将来的な老後の保障（老齢基礎年金）以外にも、万が一病気やけがなどで障がいが残ったとき（障害基礎年金）、一家の働き手が亡くなったとき（遺族基礎年金）に自分やその家族を支えてくれます。



国民年金の加入手続きについて

- 令和元年10月1日より前に20歳の誕生日を迎えた方
→ 加入に伴い、年金機構から届いた「国民年金被保険者関係届」の提出が必要です。
 - 令和元年10月1日以降に20歳の誕生日を迎えた方や、今後迎える方
→ 自動的に加入されるため、手続き不要です。
- ※ 厚生年金または共済年金に加入している方には、上記書類は届きません。

保険料の納付について

納付方法



※ 口座振替、クレジットカードによる納付を希望される場合は、お近くの年金事務所か市町村年金担当窓口にて申請願います。

納付するのが難しい場合は

学生の方には「学生納付特例制度」、収入が少なく保険料の納付が困難な方には「国民年金保険料免除・納付猶予制度」があります。詳細は、令和元年5月号のねんきん通信（14ページ）をご覧ください。本号表紙ページにあるQRコードからも閲覧できます。

年金手帳は大切に保管しましょう

年金手帳は、お知らせなどとは別に送付され、就職したときや年金を請求するときに必要となる場合がありますので大切に保管してください。

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

住民生活課 住民グループ 電話：5-1112 告知端末機：5-8812